

# 税務課からのお知らせ

〈問い合わせ〉 税務課 課税係 ☎0967 (67) 2703



お知らせ

## 早めの納税 早めの申請

村税は、子育て支援、防災対策、生活環境の改善、教育・福祉の充実、文化の向上など、安全・安心で暮らしやすい村づくりのために使われています。

皆さんに納めていただく村税が確定しましたら、納税通知書を郵送します。

税の納期ごとに納期限の記載がありますので、納期内の納付にご協力をお願いします。



村HP

## ●納付方法

	納付場所
納付書による納付	・役場窓口 ・各金融機関 ・各コンビニエンスストア ・スマホ決済
口座振替による納付	振替日は下記「村税納期表」をご覧ください

## ●村税納期表

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	村県民税 国民健康保険税	口座振替日
					普通徴収	特別徴収(年金)	
4月	*****					第1期	*****
5月	6月 1日(月)		第1期	全期			5月27日(水)
6月	6月30日(火)	第1期				第2期	6月29日(月)
7月	7月31日(金)		第2期		第1期		7月27日(月)
8月	8月31日(月)	第2期			第2期	第3期	8月27日(木)
9月	9月30日(水)	第3期			第3期		9月28日(月)
10月	11月 2日(月)		第3期		第4期	第4期	10月27日(火)
11月	11月30日(月)	第4期			第5期		11月27日(金)
12月	12月25日(金)				第6期	第5期	12月21日(月)
1月	2月 1日(月)				第7期		1月27日(水)
2月	3月 1日(月)				第8期	第6期	3月 1日(月)
3月	*****						*****

◎村県民税・固定資産税・国民健康保険税の納付書は、第1期に全期分の納付書を送付しますので支払い忘れにご注意ください。

◎口座振替を申し込まれている人は、原則毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。

◎12月は納期限12月25日(金)・口座振替12月21日(月)です。

◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金給付日に年金からの天引きになりますので、納付書は発送されません。

◎納税金額が変更になった場合は、納期限の月上旬に変更後の納付書を再送付します。

◎過年度分の遡及課税や国民健康保険税の更正などにより、随期の納付が発生する場合があります。

## ●固定資産税に係る価格に関する審査申出について

固定資産税の納税者は、当該年度の固定資産税に係る固定資産の価格に不服がある場合には、審査の申し出をすることができます。申出期間は原則納税通知書の交付を受けた日後3カ月を経過する日までの間となっています。

## ●軽自動車税の減免

障がい者一人につき1台分の軽自動車税が減免されます。

	対象となる車	使用している人	申請期限	減免申請に必要なもの
減免申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者手帳などの交付を受けている人が所有する軽自動車</li> <li>○障がいのある人と生計を一にする人が所有している軽自動車</li> <li>○障がいのある人のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人が所有している軽自動車</li> <li>○障がいがある人の利用のために構造された軽自動車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいがある人本人</li> <li>○障がいがある人と生計を一にする人</li> <li>○障がいのある人のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人</li> </ul>	6月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽自動車税減免申請書(役場にありませう。)</li> <li>○軽自動車税の納付書</li> <li>○対象となる車の車検証(写し可)</li> <li>○使用している人の運転免許証またはマイナ免許証(写し可)</li> <li>○各障害者手帳</li> <li>○個人番号がわかるもの(通知カード・マイナンバーカードなど)</li> </ul>

- \*申請は毎年必要です。(昨年申請された人は、申請内容に変更なければ添付書類を省略できます。)
- \*障がいの程度により、減免の対象とならない場合があります。(詳細はお問い合わせください。)
- \*普通自動車などとの同時申請はできません。

## 水道料金の請求方法が変わります

～令和8年4月・5月使用分から「2カ月に1回の検針・請求」に～

〈問い合わせ〉水資源課 水道係 ☎0967 (67) 3176



広報2月号で事前にお知らせしていたとおり、村では、水道条例の改正により令和8年4月・5月使用分(6月請求分)以降、水道料金の請求がこれまでの「毎月検針・毎月請求」から、「2カ月に1回の検針・請求」へ変わります。

皆さんに安全で安心な水を届けるため、水質管理や施設の維持管理、老朽化した水道管の更新などを行っていますが、近年の物価高騰による事業費の増加や人口減少による料金収入の減少などにより、経営状況が大変厳しくなっています。

今回の変更は、水道使用者の皆さんの実質的な金銭負担を増やさずに経営改善を図るもので、将来にわたり持続可能な水道事業を運営するための取り組みの一つとなります。皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、詳細については村ホームページをご確認ください。



村HP

## ●変更の要点

- ・これまでの毎月検針・毎月請求の方法から2カ月に1回の検針・請求に変更する。
- ・令和8年6月請求分(4月・5月使用分)が請求方法変更後の初回ご請求(2カ月分の料金)となり、それ以降も偶数月に前2カ月使用分の水道料金をご請求させていただきます。

## ●新料金表

令和8年4月・5月使用分(6月請求)からの新料金は次のとおりです。

基本料金	基本水量	従量料金(1トン当たり)※これまでと変更ありません
2,200円 (税込み2,420円)	20トン	110円 (税込み121円)

※水道使用者の皆さんの実質的な金銭負担は、ほとんどの場合これまでと変わりません。